

診療報酬に関するお知らせ

当財団では、診療にあたり以下の取り組みを行っております。

明細書の発行について

医療の透明化や受診者への情報提供を積極的に推進していく観点から、使用した薬剤の名称や検査の名称が分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお伝え下さい。

後発医薬品処方について

後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。現在、一部の医薬品について十分な提供が難しい状況が続いており、医薬品の供給不足が発生した場合、治療計画等の見直しなどの適切な対応を行っております。ご不明な点がありましたら、診察にてご相談ください。

一般名処方について

後発医薬品の使用促進、医療品の安定供給に向けた取り組みとして、お薬の商品名ではなく有効成分を記載した処方箋を発行する場合があります。それにより、特定の医薬品が不足した場合であっても、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

リフィル処方せんについて

患者さんの状態に応じ、28日以上長期処方及びリフィル処方せんの発行に対応しています。
※リフィル処方せんとは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により一定期間内に最大3回まで反復利用できる院外処方です。

長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合、後発医薬品との差額の一部が保険適用外（選定療養）になり、患者さんの自己負担となります。

医療情報取得加算について

オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用を通じて患者さんの正確な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

ご理解ご協力の程よろしくお願いします。